

個票データ等の利用規約

令和3年10月14日 制定

令和6年2月1日 一部改正

国税庁

(総則)

第1条 本規約は、税務大学校との共同研究における国税庁保有行政記録情報の利用に関する利用者と国税庁の契約（以下「本契約」という。）の内容及び本契約に関連する申出者又は利用者との基本的事項を定めるものである。

2 本規約において使用する用語は、税務大学校との共同研究における国税庁保有行政記録情報利用に係るガイドライン（以下「ガイドライン」という。）において使用する用語の例による。

3 本契約に関するガイドライン、個票データ等の利用に関する誓約書（以下「誓約書」という。）、税務大学校の定める利用規則及び個票データ等の利用に関する申出書の承諾通知書（以下「承諾通知書」という。）は、本契約の一部を構成するものとする。

4 本規約は申出者又は利用者に適用され、国税庁が行う通知等の各種手続きについては、代表者になっている申出者に対して行うものとし、その効果については、その他の申出者及び利用者にも及ぶものとする。

5 本契約は、国税庁に承諾された申出について、各申出者が、氏名及び住所が確認できる公的書類の写し、個票データ等を利用した税務大学校との共同研究に関する承認書並びに誓約書を国税庁に提出したときに成立するものとする。

6 個票データ等を利用するために必要な一切の事項については、ガイドライン、本規約、誓約書、及び承諾通知書に特別の定めがある場合を除き、国税庁がその責任において定める。

7 利用者及び国税庁は、本契約に基づき、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

なお、本規約に定めのない事項についてはガイドラインに基づくものとし、本契約の成立後にガイドラインが改正された場合、利用した個票データ等の取扱いについては、改正されたガイドラインの施行後も、なお従前の例による。

8 本契約の履行に関して利用者及び国税庁が用いる言語は、日本語とする。本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 本契約に係る訴訟については、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(個票データ等の利用)

第2条 国税庁は、本契約の成立後、本規約及びガイドラインに基づき、共同研究に必要な範囲で利用者に個票データ等を利用させる。

2 国税庁は、契約の成立後、やむを得ない事情により、承諾通知書記載の個票データ等

の利用開始時期が遅延する場合には、代表者になっている申出者に対し、遅滞なく連絡するものとする。

なお、代表者になっている申出者は、個票データ等の利用が遅延した場合、申出書に記載された個票データ等の利用期間の延長を求めことができ、この場合の延長日数は、国税庁と協議の上決定される。

- 3 国税庁が利用させる個票データ等は、その情報の選択及び体系的な構成を国税庁が自ら決定するものであり、当該個票データ等がデータベースの著作物として保護を受ける場合、その著作権は、国税庁が保有し、行使するものとする。
- 4 申出者に利用が承諾された個票データ等は、承諾通知書に記載された利用者に限り本契約に従い、利用することができるものとする。
- 5 利用者は、国税庁が利用の停止を含め、利用を承諾した個票データ等に関する指示をした場合、その指示に従うものとする。

(個票データ等の管理)

第3条 利用者は個票データの管理については、税務大学の定める利用規則に従うものとする。

- 2 前項の規定は、個票データを用いて生成した中間生成物（分析結果等を除く。）についても準用するものとする。
- 3 利用者は分析結果等の管理について、税務大学の定める利用規則に従うほか、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
 - 一 第三者に分析結果等の利用、保管及び管理をさせないこと
 - 二 分析結果等を利用、保管及び管理をしている端末については、不正対策プログラムを導入し、不正アクセス等を防止するための措置を講じること
 - 三 分析結果等の利用については、申出書に記載した利用場所においてのみ利用可能とし、国税庁は、必要に応じて分析結果等の利用場所への立入を求め、その管理状況について監査を実施することができるものとし、その場合、利用者は国税庁の職員が利用場所へ立ち入ることを認めなければならない。

(利用の制限)

第4条 利用者は、個票データ等の利用に当たり、次の各号に掲げる制限を受けるものとする。

- 一 個票データ等を利用する際は、申出書及び承諾通知書に記載した範囲内での利用に限定し、申出書及び承諾通知書に記載のない方法による利用は行わないこと
- 二 前号の規定において、申出書及び承諾通知書の記載が異なる場合は、承諾通知書に記載の範囲内の利用を行うこと
- 三 分析結果等の利用申出は、個票データの利用申出に付随する場合に限って行うことができること
- 四 個票データ等の利用申出者は原則5名を上限とすること

- 五 個票データ等の利用申出に当たっては、個票データの利用申出者を1名以上含めること
- 六 いかなる場合も、個票データ等を用いて個体を識別する分析を行わないこと
- 七 個票データを用いた研究等の成果の公表において、個体の識別が可能になる情報を明らかにしないこと
- 八 承諾通知書において、国税庁が個票データ等の利用に当たり付した条件がある場合には、当該条件を遵守すること
- 九 個票データ等の利用は、本契約の有効期間中であるにもかかわらず、国税庁の判断として運用を停止し、個票データ等の利用の停止を求めることがあり得ること
(外部委託)

第5条 利用者が研究等の全部又は一部を第三者に委託することは認められない。
(申出書記載事項の変更)

第6条 代表者になっている申出者は、次の各号に係る申出書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに所属等変更届出書を国税庁に提出するものとする。

- 一 利用者に関する申出内容（氏名等）に変更が生じた場合
- 二 利用者の人事異動等に伴い所属機関に関する申出内容（所属機関名等）に変更が生じた場合
- 三 利用者を除外する場合
- 四 研究等の成果の公表形式を変更する場合（公表する学会誌の変更等）
- 五 研究等の成果の公表に係る手続が進行中に、利用期間の延長を希望する場合
- 六 個票データ等の利用期間中に新たな外部研究資金を獲得した場合
- 七 分析結果等の利用場所を変更する場合

2 前項及び次条第2項ただし書以外の場合は、代表者になっている申出者は、原則として改めて申出書を提出し、再度審査を受けるものとする。ただし、申出書の記載事項のうち1項目のみを変更する場合は、記載事項変更依頼申出書により申出を行うことができるものとする。

3 前項の申出書記載事項の変更を行った場合において、利用者は当該変更について国税庁から承諾の通知がない限り当該変更に基づく個票データ等の利用をしてはならない。

4 第2項の記載事項変更依頼申出書の提出を行った場合において、利用者は国税庁より不承諾の通知がなされた場合は、その指示に従うものとする。

(利用期間)

第7条 利用者は、国税庁から通知された承諾通知書に記載された期間においてのみ個票データ等を利用できるものとする。

2 利用期間の延長を希望する代表者になっている申出者は、ガイドライン第9の3(1)に基づき、原則として、利用期間終了の2か月前までに、延長が必要な理由及び希望延長期間を記載した記載事項変更依頼申出書を国税庁に提出するものとする。利用期間の延

長については、延長理由等ガイドライン第9の3(2)の審査基準を踏まえ必要に応じて認めることとする。ただし、研究等の成果の公表に係る手続が進行中に、利用期間の延長を希望する場合は、代表者になっている申出者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、当該手続中であることが確認できる書類を添えて、直ちに国税庁に届け出ることにより代えることができるものとする。

- 3 利用期間を超過した場合（代表者になっている申出者があらかじめ延長の申出を行い、承諾されなかった場合を含む。）、国税庁は利用者に対し速やかに当該個票データ等の利用停止を求めるものとする。

（利用者の保証等）

第8条 利用者は、申出書、報告書その他個票データ等の利用に当たって国税庁に提出した書類の記載内容を確認し、かつ、その内容が真実であることを表明し、保証するものとする。

- 2 利用者は、前項記載の国税庁に対して提出した書類及び国税庁に対する連絡の内容が、第三者の知的財産権、プライバシー、営業秘密その他の権利を侵害していないことを表明し、保証するものとする。
- 3 利用者は、本契約に定める手続を経ることなく、申出書に記載された事項を変更しないことを約するものとする。

（利用した個票データ等の処理）

第9条 各利用者は、個票データ等の利用を終了した場合（当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む。）には、ガイドライン第10に基づき、利用者が保有する中間生成物について、データ、印刷物等の保存形式の如何を問わず全て消去し、データ措置報告書を用いて、国税庁に報告しなければならない

- 2 代表者になっている申出者は、個票データ等を利用した研究等の終了後（申出書に記載した成果の公表を行う場合には成果の公表が全て終了した後）、90日以内に利用実績報告書により国税庁へ利用実績を報告するものとする。
- 3 利用期間終了前に国税庁が個票データ等の利用停止を請求したとき（利用者による本契約の違反又は国税庁の判断による個票データ等の利用の停止の場合を含む。）は、前2項に定める手続に従わなければならない。
- 4 利用者の死亡、法人組織の解散、研究等の中止その他の真にやむを得ない事情により、当該研究等の目的の達成が困難となった場合は、速やかに利用実績報告書に理由を記載して報告するとともに、データ措置報告書を提出しなければならない。

（成果の公表）

第10条 代表者になっている申出者は、個票データ等を利用して行った研究等の成果を申出書に記載した公表時期、方法に基づき、国税庁の審査を受けた上で、公表しなければならない。そのため、ガイドライン第11に規定する、国税庁への報告の時期は、当該研究等の成果の公表前であって、かつ、その内容の変更が可能な時期であることとする。

- 2 前項の公表にあたっては、ガイドライン第11に規定する各事項やガイドライン別紙に定めるチェック内容等によらなければならないが、国税庁の審査によりその事実が確認できない場合や、国税庁との協議に基づく修正の指示等を拒否する場合には、当該公表を禁止する場合がある。
- 3 当該公表に際して、代表者になっている申出者は、個票データ等の利用による成果物である旨を、公表物に明記するものとする。
- 4 当該公表に際して、代表者になっている申出者は、個票データ等の利用を基に独自に作成・加工した資料等についてはその旨を明記し、国税庁が作成・公表している資料等とは異なることを明らかにするものとする。
- 5 第1項において、申出書に記載した公表時期に公表できない場合は、記載事項変更依頼申出書の提出及びその時点における成果を国税庁に報告の上、国税庁が必要と認めた場合、公表時期を変更できるものとする。

(秘密情報)

第11条 本契約において、秘密情報とは、文書、口頭、電磁的記録媒体その他有形無形を問わず、個票データの利用期間中に国税庁より提供された、研究等の成果を除く一切の情報をいう。

- 2 利用者は秘密情報について厳に秘密を保持するものとし、第三者に対し、秘密情報を一切開示又は漏えいしてはならないものとする。
- 3 利用者は秘密情報を申出書及び承諾通知書に記載のない方法で利用してはならないものとする。
- 4 利用者は本契約終了後においても、秘密情報を第三者に対して明らかにしてはならないものとする。

(個票データ等の紛失・漏えい等)

第12条 利用者は、個票データ等を紛失した場合等、前条に規定する秘密情報が漏えいしていることが判明した場合、又はその恐れが生じた場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、国税庁へその内容及び原因を報告し、国税庁の指示に従うものとする。

(解除)

第13条 国税庁は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、代表者になっている申出者に対する通知により、本契約を解除することができる。

- 一 利用者が本規約第8条に規定する保証の違反を含め、本契約に違反し、国税庁が定める相当期間内に当該違反が是正されないか、国税庁において是正が不可能と判断したとき
- 二 利用者において、本規約第11条に規定する秘密の保持に違反する場合その他個票データ等の取扱いに関し、重大な過失又は背信行為があると国税庁が判断したとき
- 三 申出書に記載された研究等の目的が達成できる見込みがないと国税庁が判断したとき

四 代表者になっている申出者が国税庁に対し、申出書記載事項の変更の申出を行い、国税庁において、審査の結果、これを不承認としたとき

五 利用者による本契約の重大な違反その他の不適正な利用状況により、利用者が個票データ等の利用を行うことが不適切であると国税庁が判断したとき
(契約に違反した場合の措置)

第14条 国税庁は、利用者が本契約に違反し、又は、別表の措置要件に規定する行為を行ったと認められた場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、事前に当該利用者から漏えい等に至る経緯及び意見を聴取した上、その内容に応じて、有識者会議の意見を踏まえ別表の措置をとることができる。また、利用者は、本契約の終了の有無にかかわらず、事後、この措置が適用されることに同意するものとする。

2 利用者又は第三者が本契約に違反して個票データ等の利用を行うことにより利益を得た場合には、当該利用者又は第三者は国税庁の請求に基づき、同利用により取得した利益の詳細を開示した上、国税庁の指定する期間内に当該利益に相当する額を違約金として納付しなければならない。

3 利用者が前項の違約金を国税庁の指定する期間内に支払わないときは、利用者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

4 前3項において、利用者以外の者が違反した場合であっても、利用者の故意又は過失が認められる場合は代表者になっている申出者を違反者として取扱うものとする。
(国税庁の免責等)

第15条 利用者は、本契約が締結された場合であっても、個票データ等の抽出方法による技術的な問題、利用に要する事務量その他の事前に予測できない事由がある場合には申出に係る個票データ等の利用が遅れ、又はこれを利用させず、一旦利用させた場合であっても、その停止を求めなければならない場合があることをあらかじめ了承し、これらにつき、国税庁は利用者に対し何ら責任を負わない。

2 利用者は、個票データ等が研究等のための利用を考慮に入れたものでないことを了解した上で、個票データ等の利用に関する申出又は利用を行うものとする。

3 利用者が個票データ等を利用したことにより、何らかの不利益や損失を被る事態が生じたとしても、国税庁は利用者に対し、一切の責任を負わないものとする。

(契約終了後の措置)

第16条 本契約が何らかの理由により終了した場合であっても、その条項の性質により、終了後も効果の存続が予定されている条項は、その文言にしたがって効力を有するものとする。

(その他)

第17条 利用者及び国税庁は、ガイドライン、本規約、誓約書、申出書及び承諾通知書に定めのない事項、各条項等の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原

則の下に協議の上、これを解決するものとする。

別表

措置要件	措置内容
<p>1 利用期間の延長手続を行うことなく、利用期限（利用期間の最終日）までに個票データ等の利用を終了しない場合</p>	<p>① 中間生成物等の消去を行わせ、税務大 学校への立入りを禁止し、以後の個票デ ータ等の利用を中止する。</p> <p>② 必要に応じて、利用者及び代表者にな っている申出者の氏名及び所属機関名を 公表する。</p>
<p>2 本規約第3条に反する要件の下で個票 データを利用すること等により、セキュ リティ上の危険に曝した場合</p>	<p>① 中間生成物等の消去を行わせ、税務大 学校への立入りを禁止し、以後の個票デ ータ等の利用を中止する。</p> <p>② 行為の態様によって、当該認定をした 日から国税庁が定めるまでの間、個票デ ータ等の利用を禁止する。 なお、当該禁止については、期間の定 めを置かずに行うことができる。</p> <p>③ 利用者による成果物の公表を禁止す る。</p> <p>④ 必要に応じて、利用者及び代表者にな っている申出者の氏名及び所属機関名を 公表する。</p>
<p>3 個票データ等を紛失・漏えいした場合 又は、共同研究の過程で知ることのでき た納税者の秘密や情報公開法第5条第1 号、2号及び6号に規定する不開示情報 を漏らした場合</p>	<p>① 中間生成物等の消去を行わせ、税務大 学校への立入りを禁止し、以後の個票デ ータ等の利用を中止する。</p> <p>② 行為の態様によって、当該認定をした 日から国税庁が定めるまでの間、個票デ ータ等の利用を禁止する。 なお、当該禁止については、期間の定 めを置かずに行うことができる。</p> <p>③ 利用者による成果物の公表を禁止す る。</p> <p>④ 必要に応じて、利用者及び代表者にな っている申出者の氏名及び所属機関名を 公表する。</p>
<p>4 事前に承諾された利用目的以外の利用 を行った場合又は承諾された公表形式以</p>	<p>① 中間生成物等の消去を行わせ、税務大 学校への立入りを禁止し、以後の個票デ</p>

措置要件	措置内容
<p>外の形式で公表を行った場合又は、ガイドライン第11に規定される国税庁による審査の前に研究等の成果を公表した場合</p>	<p>一タ等の利用を中止する。</p> <p>② 行為の態様によって、当該認定をした日から国税庁が定めるまでの間、個票データ等の利用を禁止する。</p> <p>なお、当該禁止については、期間の定めを置かずに行うことができる。</p> <p>③ 利用者による成果物の公表を禁止する。</p> <p>④ 必要に応じて、利用者及び代表者になっている申出者の氏名及び所属機関名を公表する。</p>
<p>5 その他、本規約に違反した場合又は法令違反、国民の信頼を損なう行為を行った場合</p>	<p>① 中間生成物等の消去を行わせ、税務大学校への立入りを禁止し、以後の個票データ等の利用を中止する。</p> <p>② 行為の態様によって、上記1から4に準じた措置を講じる。</p>